

第2章 労使紛争の調整

平成24年において、特定独立行政法人等関係で中労委に係属した調整案件は無かった。

特定独立行政法人等（旧国営企業関係）の平成24年度新賃金については、関係労組が2月27日から3月12日にかけて「賃金の維持・改善」を求める要求書を提出し、各当局との間で団体交渉が行われた。

この間、国家公務員の給与について、平成24年3月から0.23%の引下げ改訂及び平成24年4月から2年間の特例措置として、平均7.57%の減額を行う旨の法律が成立した。

これを受けて、各当局は国家公務員に準じた減額措置を提案した。給与減額をめぐる労使交渉は難航したが、結局、全印刷は6月12日に、全造幣は5月30日に、平成24年6月から2年間減額支給することで給与減額については妥結した。一方、新賃金については継続交渉とし、年内妥結には至らなかった。

これより先、林野については5月23日に当局が、平成24年度の新賃金について「平均0.16%引き下げる」旨の回答を行った。また、給与減額については、4月からの実施を提案（平成24年4月、5月分については期末手当で調整）したところ、林野労組はこれらを了承し、妥結した。